

防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱

昭和61年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、測量（測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。）、地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業をいう。）、補償関係コンサルタント業務（補償に関する物件及び権利の調査、事業関連調査、登記手続き等の業務をいう。）及び防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が本要綱の適用を認めた業務（以下総称して「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする建設工事等を行う業者（以下「建設業者等」という。）の資格審査及び競争入札並びに随意契約をする場合の建設業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加の資格)

第2条 防府市建設工事等請負業者選定事務要綱（以下「防府市業者選定事務要綱」という。）第8条の規定により入札参加資格を有すると認定され、入札参加者の名簿に登録された者（以下「防府市有資格者」という。）には入札に参加する資格を与える。

(特例)

第3条 管理者は、建設工事等の目的物により、防府市有資格者以外の者を入札等に参加させる必要があると認めるときは、防府市業者選定事務要綱第4条に定める書類の審査等により適当と認める者を、その件に限り入札等に参加資格を与えることができる。

2 管理者は、前項の規定により入札等に参加資格を与えようとするときは、あらかじめ、その者に係る申請書等を提出させるものとする。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

(指名業者審査委員会)

第4条 建設工事等を行う業者を選定するために指名業者審査委員会（以下「指名審査会」という。）を置く。

- 2 指名審査会の審査事項は、次のとおりとする。
 - (1) 入札参加者に必要な資格基準
 - (2) 入札参加資格の認定及び水道施設工事の等級格付
 - (3) 入札、契約方式の選択及び入札参加者等の選定
 - (4) 随意契約理由及び業者の審査
 - (5) 「防府市上下水道局低入札価格調査実施要領」の10に規定する審査及び意見の提示
 - (6) その他特別な事項
- 3 指名審査会の組織については、別に定めるものとする。
- 4 指名審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 指名審査会は、必要に応じて関係職員の意見を聞くことができる。
- 7 委員が都合により出席できないときは、その委員の属する課の係長以上の者が委員に代って出席することができる。
- 8 指名審査会は、公正にその審査を行い審議は公開しないものとする。
- 9 指名審査会の議事は、委員の2分の1以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 10 指名審査会の庶務は、入札検査室において処理するものとする。
- 11 この条項に定めるものを除くほか、指名審査会について必要な事項は、その都度指名審査会で定める。

（入札参加者の定時等級格付）

第5条 入札参加者の等級格付は、防府市業者選定事務要綱第9条及び第10条の規定により格付されたものを使用する。

- 2 指名審査会は、防府市業者選定事務要綱第8条の規定により名簿に登載された、市内に主たる営業所を有する水道施設工事業者について、客観的事項（建設業法第27条の2に規定する建設大臣又は都道府県知事が行う建設業者の経営事項審査の点数）と主観的事項（防府市及び上下水道局から受注し

た工事の成績等)に基づき算定した、総合数値により等級の格付を定めるものとする。

(格付の随時等級変更等)

第6条 水道施設工事の格付で、特に格付の調整の必要を認めた場合は、その変更をすることができる。

2 契約不履行、経営状態の悪化、審査申請書の虚偽記載等がある業者に対しては、既に決定した入札参加資格を取り消し又は降級をすることができる。

(資格審査結果の通知)

第7条 管理者は、第5条及び第6条により格付をしたときは、当該建設業者に格付等級通知書(別記様式)によりその結果を通知するものとする。

(指名業者の選定基準)

第8条 建設業者を選定するときは、防府市業者選定事務要綱第12条各項に準じて行うものとする。ただし、同条第1項の規定にかかわらず、水道施設工事の等級別設計額については、下記の表の、区分に従い行うものとする。

業種	設 計 額	等 級
水 道 施 設	3,000万円以上	A
	3,000万円未満	B
工 事	指名審査会の指定した工事	C

(指名業者選定の留意事項)

第9条 指名業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。なお、各事項の基準については防府市上下水道局指名業者選定の留意事項の運用基準(平成23年7月1日制定)に準ずるものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 上下水道局発注工事の工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(9) 緊急等応急工事实績

(請負業者に対する処分)

第10条 建設工事等についての施工不良、公衆災害、労働災害、贈収賄、契約不履行、経営不振、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（暴力団）との関係又は社会的不正行為等を起こした建設業者等には、別途定める基準に従って処分を行うものとする。

2 建設工事業者が他の法令に違反し建設業者として不相当と認められる場合や、一括下請等下請禁止事項に該当する行為、施工体制台帳の提出義務違反や点検の拒否、施工体系図の不掲示、主任技術者等の配置等、建設業法に反すると疑うに足りる事実がある場合は建設業の許可行政庁へ通知するものとする。

3 請負業者に対する処分の審査（当該建設業者への指導、通知を含む。）

は、指名審査会で行い、その結果に基づき、管理者が処分を決定するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

別記様式

第 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者

格付等級通知書

年度の入札参加資格審査申請について審査した結果、貴社の格付等級を下記のとおり決定しましたので通知します。

記

業 種	格付等級	総合点数
水道施設工事		
有 効 期 限	年 月 日まで	